

企業等の農業参入支援事業整備支援実施基準

第1 総括的事項

1 一般的基準

- (1) 補助対象事業費は、当該事業の対象地域の実情に即した適正な価格により算定するものとし、土地基盤整備、施設・機械整備等の事業規模については、それぞれの事業目的に合致する程度のものとする。
- (2) 事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業を補助対象とすることは認めない。
- (3) 事業内容が、国庫補助事業等他の事業で対象となる場合には、それらの優先的な活用に努める。
- (4) 補助対象事業費の低減を図るため、適切と認められる場合は、直営施行を認める。
- (5) 補助対象事業は、原則として単年度に完了するものとする。
- (6) 事業の継続的な効果の発現を図るため、共済事業等への積極的な加入に努めることとする。

2 施設・機械について

施設・機械の整備については、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 補助の対象とする施設・機械は、新設若しくは新築によるもの又は新品のものとする。ただし、既存の施設・機械及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点からみて適当と認められる場合には、増築、併設等又は合体施行、直接施行又は古品若しくは古材の利用を推進するものとする。
なお、この場合の古品、古材については、適正な耐用年数を有するものとする。
- (2) 用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助対象としないものとする。
- (3) 補助対象とする施設・機械は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (4) 施設・機械のうち、農業生産活動の範囲以外にも供用できるものは原則として補助対象としない。

第2 事業種目別事項

1 小規模土地基盤整備

事業規模は団体営土地改良事業の実施基準未満とする。

2 畜産施設整備

牛舎の整備に当たっては、間伐材等小径木、古材等を積極的に活用して低コスト化に努めるとともに、面積は原則として、肉用牛繁殖牛舎にあつては「8 m²/頭」、肉用牛肥育牛舎にあつては「6 m²/頭」、乳用牛牛舎にあつては「10 m²/頭」を下回らない規模であること。

第3 補助対象事業の実施について

1 事業実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、事業実施計画等に基づき補助対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ役員会の議決等所要の手続きを行って事業の施行方法等を決定した上で、事業実施設計書を作成する（別記様式第1号）。

(2) 実施設計費は、実施設計に必要な調査費及び実施設計に直接的に必要な費用とし、当該設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(3) 工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い直接必要とする別表第1に掲げる費用であって、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の実施態様に応じて積算するものとする。

(4) 請負施行の場合は、事業実施設計書の作成に当たって、公正な補助事業の執行が確保されるよう、事業実施主体と利害関係がない（資本面、人事面、縁故面）と認められる者に請け負わせて、作成する。

ただし、製造請負工事に係る事業実施設計書については、事業実施主体における役員会の議決等所要の手続きを行った上で、原則として、事業を実施する市町村の規程を参考とし、指名競争入札により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に事業実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成する。

2 小規模土地基盤整備及び施設整備の施行方法

小規模土地基盤整備及び施設整備の施行方法は直営施行、請負施行、委託施行のいずれかによるものとし、事業実施主体は、その施行方法ごとに、それぞれ次に掲げる事項に留意して、適正に事業を施行する。

なお、1事業は1施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、1事業を、工種又は施設等を明確に区分して、2つの施行方法により施行することができる。

(1) 直営施行

補助事業の対象となるのは、工事材料費、機械器具費、労務費（外部委託に係る部分のみ）、機械借損料及び工事雑費のほか実施設計費（外部委託の場合に限る。）であり、諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は対象としない。また親子（関連会社を含む。）関係にある会社間での物資の取引や労務の提供は、外部から調達するものを除き対象としない。外部から調達する物資の積算については請負施行に係る支給品

費の取扱に準じる。

実施に当たっては、事業実施主体は、事業実施設計書に基づき、直接材料の購入を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図る。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払う。

(2) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させ、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期する。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたいときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。その場合の指名先は事業実施主体と利害関係のない業者であること。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村の規程を準用することとする。

また、競争入札の結果、落札に至らない場合にあっては、随意契約によることができる。

なお、事業実施主体は、入札終了後速やかに、その結果を別記様式第2号により市町村を経由して知事に報告するものとする。

おって、市町村は、業務の執行にあたり、適時適切な指導を行うこととする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事に関する一切の事項を処理させる。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、必要に応じて工事の記録等を行わせる。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了した時は、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受ける。

この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受ける。

(3) 委託施行

委託施行については、請負施行にできない明確な理由がある場合にのみ対象とする。

その実施においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に、事業実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行う。また、委託施行とする場合は、1の(1)に定める役員会の議決等所要の手続きを行う。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行う。

また、事業の委託に係る契約については、「委託費の事務取扱について」（昭和39年3月26日付け39経第870号農林事務次官依命通知）に準じて、適正に行うこと。

3 機械・機器整備の施行方法

機械・機器整備の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に、関係業者からのカタログの入手や参考見積りの徴取により予定価格を設定した上で、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。その場合の指名先は事業実施主体と利害関係のない業者であること。

ただし、事業実施主体で競争入札に付しがたい場合は、事業を実施する市町村の規程を準用することとする。

また、競争入札の結果、落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができる。

なお、事業実施主体は、入札終了後速やかに、その結果を別記様式第2号により市町村を経由して知事に報告するものとする。

おって、市町村は、業務の執行にあたり、適時適切な指導を行うこととする。

4 書類の整備及び保管

事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管する。

第4 補助対象事業費の内容、構成及び積算について

1 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、小規模土地基盤整備にあつては別表第2を、施設・機械の整備にあつては、別表第3を標準とする。

2 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

なお、1事業が2つの施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算する。

(1) 工事費

ア 積算の方法

- ① 工事費は、現地の実情に即した適正な現地実行価格による。なお、単価の根拠については摘要欄に明記することとし、必要と判断される場合は算出根拠資料を添付する。
- ② 建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算し、さらに、直接工事費は、事業実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算する。

この場合において、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができる。

イ 支給品費（請負・委託施行）

- ① 支給品費は、事業実施主体が、支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上する。
- ② 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額による。
- ③ 支給を行う場合は、当該工事材料等を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、当該工事材料を支給品費として積算できる。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表第4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行う。

エ 諸経費

- ① 諸経費は、請負施行において請負人等が必要とする別表第5に掲げる現場管理費及び別表第6に掲げる一般管理費等とする。
- ② 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算する。
- ③ 直営施行の場合、諸経費については、計上しない。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算し、その積算は、

工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

第5 補助対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した小規模土地基盤整備及び施設・機械等（以下「施設等」という。）について、施設等を取得後直ちに財産管理台帳を作成の上、次に掲げるところにより、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること。

なお、施設等に関する書類等については、当該施設等の処分制限期間を経過するまでの間、整備・保管すること。

1 管理主体

施設等の管理は、事業実施主体が行う。

2 管理の方法

(1) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続きを経て管理規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努める。

(2) 管理規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記する。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 保全に関する事項

ク 償却に関する事項

ケ 管理運営の収支計画に関する事項

コ その他必要な事項

(3) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存する。

3 増築、模様替え、処分等の手続き

(1) 事業実施主体は、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「交付規則」という。）第13条第2項に該当する場合を除き、施設等を取得後、当該施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行おうとするときは、あらかじめ、市町村で審査した後知事に協議する。

(2) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に立地条件その他社会経済

的情勢の変化等により、当該補助金の交付の目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになった場合であって、交付規則第 13 条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときには、市町村で審査した後知事の承認を受けなければならない。

第 6 支庁・農林振興センター等の対応

1 事業実施計画の指導

施設等の整備にあたっては、実勢価格等の把握を行い、事業費が適正なものかどうかを指導するとともに、事業実施主体が適正な整備を行うよう事業実施主体に対して助言することとする。

2 事業実施設計書の指導

施設等の整備のうち、小規模基盤整備を行う場合は、関係支庁・農林振興センターの調査計画スタッフから実施設計書の内容について、助言指導を受けるものとする。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日農第 1695 号）

この実施基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日農第 1555 号）

この実施基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。